

一 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器の当該年度の前事業年度(令第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、規則第十五条(規則第十八条において準用する場合を含む。)に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化する年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度)において自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量(他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収したものと及び前項の規定により算定されるものを除く。)

二 前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるところとする。

イ 初年度又は終了する年度の場合 当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収する見込み量(他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものと及び前項の規定により算定されるものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。)

ロ 第二年度の場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数に乗じて得た量(他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものと及び前項の規定により算定されるものを除く。)

ハ 初年度の次々年度であつて第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数に乗じて得た量(他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものと及び前項の規定により算定されるものを除く。)

三 第一号又は第二号に掲げる量のうち販売する商品に再び用いられる当該特定容器の量

四 令第二条第一項第一号又は第二号に掲げる当該特定容器の量を、当該特定容器製造等事業者が販売する当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器の用いられる事業が属する業種(前項の規定により算定される業種を除く。)との当該量を合算して得た量で除して得た量

○厚生省告示第二号
通商産業省告示第二号

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令(平成八年通商産業省令第一号)第二号第三号ロの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定容器の量の算定方法を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

平成九年三月十三日

厚生大臣 小泉純一郎
通商産業大臣 佐藤 信二

特定容器製造等事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定容器の量の算定方法

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令(平成八年通商産業省令第一号。以下「令」という。)第二条第一項第三号ロの主務大臣が定めるところにより算定される量は、令第二条第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い費消された商品に用いられた当該特定容器の量とする。

公 告

諸 事 項

除 権 判 決

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の証書について公示催告をしたところ、定められた公示催告期日までに権利を届け出、かつ、証書を提出する者がなかったため、申立人の申立てに基づいて前記の証書の無効を宣言する。

平成8年(一)第13号
法曹界大津市打出14-1
申立人 ローラ大津農業協同組合
代表者代表理事 阪口弥平大
申立人代理人 高野 崇一
公示催告期日 平成9年2月13日午後1時
平成9年2月13日 大津簡易裁判所
(別紙) 目 録
小切手(繰引) 1通
小切手番号 A A051767
金額 25,750円
支払人 株式会社滋賀銀行膳所支店
支払地 滋賀県大津市
振出日 平成8年2月9日
振出地 滋賀県大津市
振出人 大津発條株式会社
最終所持人 申立人
平成8年(一)第12号
静岡県引佐郡新町町実賃10033番地の1
申立人 小川 淳次
公示催告期日 平成9年2月12日午後1時30分
平成9年2月12日 浜松簡易裁判所
(別紙) 目 録
銘柄 松谷ペーセンカー株式会社株券
種類枚数 (1)10株券1枚(2)10株券1枚
記号番号 (1)B38(2)B39
一株の金額 500,000円
最終名義人 小川 貴司
最終所持人 申立人
平成8年(一)第13号
茨城県水戸市千波町336番地の2
申立人 出沼 英雄
公示催告期日 平成9年2月13日午後1時30分
平成9年2月13日 水戸簡易裁判所
(別紙) 目 録
銘柄 茨城県建設協会機械株式会社株券
種類枚数 1株券5枚
記号番号 第17~19号、新第53、54号
一株の金額 10,000円
最終名義人 出沼 英雄
最終所持人 出沼 英雄
平成8年(一)第1号
千葉県山武郡松尾町八田2732番地の2
申立人 児玉 厚
公示催告期日 平成9年2月13日午前10時30分
平成9年2月13日 鎌子簡易裁判所

(別紙) 目 録
銘柄 鎌子電気鉄道株式会社株券
種類枚数 50株券1枚、10株券3枚
記号番号 と1、~5~7
一株の金額 50円
最終名義人 明石 哲三
最終所持人 申立人
平成8年(一)第3号
神奈川県横浜市都筑区坪台2丁目7番1号
申立人 株式会社サカサのタネ
代表者代表取締役 金子善一郎
申立人代理人 森谷 耕二
公示催告期日 平成9年2月13日午後1時15分
平成9年2月13日 町田簡易裁判所
(別紙) 目 録
小切手(繰引) 1通
小切手番号 A D77641
金額 1,041,403円
支払人 株式会社八千代銀行町田支店
支払地 東京都町田市
振出日 平成8年5月29日
振出地 東京都町田市
振出人 中島種苗株式会社 代表取締役 中島 忠男
最終所持人 申立人
平成8年(一)第21号
沖縄県那覇市首里金城町4丁目17番地
申立人 富山 全俊
公示催告期日 平成9年2月17日午前10時
平成9年2月17日 那覇簡易裁判所
(別紙) 目 録
銘柄 株式会社琉球銀行株券
種類枚数 (1)4株券1枚(2)1株券1枚(3)2株券1枚(4)100株券3枚(5)100株券1枚(6)100株券2枚(7)100株券4枚
記号番号 (1)A券2980213A券3269312A券741(4)204券2570~2572(5)F券5325612F券734~735(7)F券337~3380
一株の金額 (1)~(7)5000円
最終名義人 申立人
最終所持人 申立人
平成8年(一)第4号
大阪府豊中市東豊中町3丁目3番17号
申立人 上田 勝久
申立人代理人 井澤士 同
久岡 英樹
同 久岡 英樹
公示催告期日 平成9年2月17日午前10時
平成9年2月17日 豊中簡易裁判所